

紹介手数料の返戻金制度について

当紹介所では、紹介に係る手数料の徴収に当たり、ご紹介した求職者の就業後、当該求職者が実際に就労して得る賃金が確定した後に、求人者から実際にお支払いされる月間賃金を基に手数料を計算し、請求しております。

上記の通り、事前に手数料を一括徴収するものではないため、返戻金が発生しません。

従いまして、当紹介所では手数料返戻金の制度を設けておりません。

有限会社 共立ケアサービス